

特定技能外国人受入れ制度における社会保険の加入促進及び保険料の納付促進に向けた出入国在留管理庁と厚生労働省との間の情報連携に関する確認書

入管庁管第114号  
年管発0619第1号  
令和元年6月19日

出入国在留管理庁次長

高嶋智

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

高橋俊之

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）の施行に当たり、出入国在留管理庁と厚生労働省年金局（以下「厚生労働省」という。）との間で、下記のとおり、特定技能外国人受入れ制度における社会保険の加入促進及び保険料の納付促進に適正な運用を図るため、必要な情報連携に関する措置を講ずることについて確認する。

記

1 出入国在留管理庁及び厚生労働省が行う措置

(1) 基本方針

出入国在留管理庁は、厚生労働省に対し、保有する情報のうち、特定技能外国人受入れ制度における社会保険の加入促進及び保険料の納付促進に必要な情報を提供するものとする。

(2) 提供する情報及び方法

ア 出入国在留管理庁は、別紙1及び別紙2に定める情報を月次で、翌月の最終業務日の遅くとも一業務日前（例：祝日がない月において、最終業務日が金曜日の場合、木曜日を一業務日前とする。）までに、CSV形式等のファイルで記録した電磁的記録媒体（CD-R等）により、厚生労働省に対して提供する。

情報の受渡しは、出入国在留管理庁から提供する情報が整った旨の連絡を受けた厚生労働省職員が、出入国在留管理庁に赴き、電磁的記録媒体の手交を受ける方法によるものとする。

イ 地方出入国在留管理局は、出入国管理及び難民認定法第19条の18第2項第3号の規定に基づく活動状況に係る届出書が提出された場合であって、届出事項のうち、社会保険の加入状況に關し、「健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格

取得手続を完了していない者がいる（届出日の直前に雇用した者で、被保険者資格取得手続期間内にある者については含まない。）旨の届出がなされたときには、別添の様式により、厚生労働省年金局事業管理課に対し情報を提供するものとする。

情報の受渡しは、届出情報を把握した場合に遅滞なく、地方出入国在留管理局から厚生労働省年金局事業管理課へ、別添の様式を郵送により送付する方法によるものとする。

### （3）情報提供の条件

厚生労働省は、提供を受けた情報を日本年金機構（以下「機構」という。）へ提供し、特定技能外国人受け入れ制度における社会保険の加入促進及び保険料の納付促進のみを目的として利用し、その他の目的で利用しないこと、他者（機構（社会保険の加入促進及び保険料の納付促進の目的で、機構が照会を行う市区町村及び地方公共団体情報システム機構、並びに機構が業務を委託する事業者を含む。以下同じ。）を除く。）への提供は行わないこと及び提供を受けた情報の機密性を保持することを確保するとともに、機構においても同様の取扱いが行われるようにするものとする。

## 2 その他

本確認書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、出入国在留管理局次長と厚生労働省大臣官房年金管理審議官が、その都度協議の上、決定するものとする。また、前記1（2）アの事項に係る初回の情報提供に向けて、実在の特定技能外国人に係る別紙1及び別紙2に定める情報をCSV形式等のファイルで記録した電磁的記録媒体を使用し、出入国在留管理局から厚生労働省への情報提供、厚生労働省から機構への情報提供、並びに機構における提供情報を用いた社会保険の加入促進及び保険料の納付促進に係る事務に関する試験を行うこととし、その際の情報の取扱いについては1（3）で規定したものと同様の条件で行うこととする。

## 3 適用

本確認書の適用の開始日は、本確認書の締結の日とする。

●出入国在留管理庁から厚生労働省へ提供する情報項目

番号	項目
1	在留資格「特定技能」の上陸許可を受けた外国人に係る情報【上陸時】
2	在留資格「特定技能」で出国した外国人に係る情報(入管法第26条又は第26条の2の適用を受ける者を除く。)【出国時(再入国許可者を除く)】
3	入管法第20条又は第21条の規定に基づく在留資格「特定技能」の許可を受けた外国人に係る情報【在留資格変更時・在留期間更新時】
4	在留資格「特定技能」で在留する者のうち、他の在留資格への在留資格変更許可を受けた外国人に係る情報【特定技能から他在留資格への変更時】
5	在留資格「特定技能」で在留する者のうち、入管法第19条の10ないし第19条の13等の規定に基づき、新しい在留カードが交付された外国人に係る情報【在留カードの氏名・生年月日・性別・国籍変更時、在留カード再交付時】
6	入管法第19条の7ないし第19条の9の規定に基づき、新規上陸後の住居地届出、在留資格変更等に伴う住居地届出及び住居地の変更届出を行い、これらの届出に係る市区町村通知が到達した特定技能外国人に係る情報【住居地新規登録・変更時】
7	特定技能外国人を本体者として在留資格「家族滞在」の上陸許可を受けた外国人に係る情報【帯同家族「家族滞在」入国時】
8	特定技能外国人を本体者として入管法第20条の規定に基づく在留資格「特定活動」の許可を受けた外国人に係る情報【帯同家族「特定活動」変更時】

●出入国在留管理庁から厚生労働省へ提供する情報項目群

種別	① 本体者の性別	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	② 本体者の生年月日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	③ 本体者の国籍・地域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	④ ⑤ 本体者の氏名(正字)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	⑥ 本体者の氏名(英字)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	⑦ 本体者の在留カード番号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	⑧ ⑨ 本体者の初回在留カード番号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	⑩ 在留カード番号	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○
	⑪ 社会保険の適用・未適用	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	⑫ 所属機関の代表者氏名(カナ・英字)	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	⑬ 所属機関の代表者氏名(漢字)	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	⑭ 所属機関の連絡先(電話番号)	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	⑮ 所属機関の所在地	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	⑯ 所属機関の所在地(ラステックコード)	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	⑰ 所属機関名	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	⑱ 分野	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	⑲ 住居地	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	⑳ 住居地(ラステックコード)	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉑ 在留期限	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉒ 在留資格・在留期間	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉓ 事由(出生年月日)	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉔ 性別	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉕ 生年月日	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉖ 国籍・地域	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉗ 氏名(正字)	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉘ 氏名(英字)	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉙ 初回在留カード番号	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉚ 1(上陸時)	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉛ 2(出国時(再入国許可者を除く))	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉜ 3(在留資格変更時・在留期間更新時)	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉝ 4(特定期限から在留資格への変更時)	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉞ 5(在留カードの氏名・生年月日・性別・国籍変更時・在留カード再交付時)	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉟ 6(住居地新規登録・変更時)	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉟ 7(滞留家族(陪旅者)登録・変更時)	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-
	㉟ 8(滞留家族(待合活動)登録・変更時)	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-

※それぞれの気分(主觀)に關しては、在留資格認定證明書の交付を含む、)に係る申請書上で確認できる情報に関する。

ただしその住居地情報については、下記の情報を厚生労働省へ提供する。

(上總時)及117(著同穿旗「笠持邊在」入國陸)

〔在留洋學校讀書時，在留學同學中「錢宇至」對面時）

支那婦女問題とその歴史的新の発展

二四六七 道之以政，齊之以刑，民免而無耻；道之以德，齊之以禮，有歸仁焉。故曰：「子思子」也。

支那の民族問題とその政治的動向

正當力——以行為的本質：由二十一世紀的社會批判看當代社會批判

中華書局影印  
王居士集卷之三

様式

番号  
元号〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働省年金局事業管理課 御中

〇〇出入国在留管理局（支局）  
〇〇審査部門首席審査官

下記の事業場において、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得手続を完了していない特定技能外国人がいる旨の情報を把握したことから、情報提供する。

事業場	名称 所在地 電話 代表者氏名
特定技能 外 国 人	氏 名 国籍・地域 生年月日 性 別 在留資格 在留期限 住居地 分 野 在留カード番号
手続が未了 の理由等	1 手續が未了の理由  2 当局の措置
備 考	担当 〇〇出入国在留管理局〇〇部門 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 入国審査官 〇〇〇〇